令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 12	一 府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (地方消費税、徴収規定)
要望 項目名	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済給付に関する税制上の所要の措置
要望内容(概要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) ・特例措置の内容 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づき行う予防接種による健康被害の救済給付については、税制上の所要の措置(※)を行っており、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による救済給付についても同様に所要の措置を行うものである。(※) ○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止(所得税等) ○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 ○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る)の少額預金の利子所得の非課税(所得税、住民税、(利子割り)) ○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止 「予防接種法(昭和23年法律第68号)第20条、第21条所得税法(昭和40年法律第33号)第10条第1項所得税法施行令(昭和40年法律第33号)第10条第1項所得税法施行令(昭和40年法律第226号)第71条の5、第72条の78第1項消費税法(昭和63年法律第108号)第6条消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第14条第3号
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位:百万円)
要望理由	(1)政策目的 (2)施策の必要性 新型コロナウイルス感染症については、感染症のまん延防止のために、ワクチンの研究開発支援等を行っているところ。 感染症流行時にワクチン接種を行う際の、法律上の接種の枠組みとしては、予防接種法において、「定期接種」や「臨時接種」が規定されており、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」においては、「特定接種」や「住民接種」が規定されている。 また、2009年の新型インフルエンザ流行時には、予算事業でワクチン接種を行っており、救済給付については、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」において規定している。上記法に基づく予防接種による健康被害の救済給付については、税制上の所要の措置を行っており、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種についても同様に所要の措置を行うものである。
本要望に 対応する 縮減案	

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		(基本目標 I) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策目標 1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること
	政策の 達成目標		
	置等	負担軽減措 等の適用又 E長期間	
		この期間中 達成目標	
	政策目標の 達成状況		
有効性	要望の措置の 適用見込み		
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		
	要望の措置の 妥当性		
		ページ	12—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成25年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加(3ワクチン追加)に伴う同様の要望を実施している。 平成26年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加(2ワクチン追加)に伴う同様の要望を実施している。 平成27年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加(1ワクチン追加)に伴う同様の要望を実施している。
ページ	1 2—3